

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成25年度第2回） （専門分野）
開 催 日 時	平成25年11月8日（金） 午後2時00分から午後5時15分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3委員会室
出 席 者 （評価員・50音順）	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 嶋田評価員、手柴評価員、廣瀬評価員、福田評価員、安留評価員 事務局：財務部税制課（秋山、大村、岩崎、真継、小西、法蔵） 財務部総合契約検査室（中村、山口、橋本、的場） 総務部情報推進課（下和田、巽） 財務部資産税課（田中、佐野、酒井、下川、両澤） 財務部納税課（門田、恒崎、面谷）
案 件 名	(1) 税業務の概要及び仕様書・評価基準について ① 固定資産税・都市計画税 ② 収納・滞納 ③ 宛名、証明、共通、運用 (2) 税総合システム全般に係わる技術評価基準の概要について (3) その他
提 出 資 料 等	・業務機能要件一覧表（案） ・仕様書（案） ・業務機能要件評価基準（資産税課）（案） ・業務機能要件評価基準（納税課）（案） ・業務機能要件評価基準（税制課）（案） ・税総合システム全般に係る技術評価基準の概要について
決 定 事 項	・税業務の概要及び仕様書・評価基準について意見聴取が行われた。 ・税総合システム全般に係わる技術評価基準の概要意見聴取が行われた。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	財務部総合契約検査室、財務部税制課

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員5人（内1人は個別意見聴取）の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 税業務の概要及び仕様書・評価基準について

① 固定資産税・都市計画税

事務局から固定資産税・都市計画税の概要、業務の内容及び業務機能要件評価基準案について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：業務名が賦課業務で機能名が賦課更正となっている項目の中に、修正も含まれているか。

事務局：含んでいない。土地業務、家屋業務については更生異動の項目に修正を含んでいる。

評価員：土地の登記入力に誤りがあった場合、オンラインによる修正ができないのはなぜか。

事務局：現行の税システムでは、合筆と分筆を入力するシステムにおいて、入力誤りがあった場合にオンラインによる修正ができない仕組みになっている。

評価員：オンラインによる修正の可能な仕組みは、技術的に難しいのか。

事務局：難しい機能ではないと思われる。

評価員：新しい税システムでは、可能であるということか。

事務局：事業者のデモンストレーションで確認したところ可能である事業者がほとんどであった。

評価員：土地の評価業務について、評価入力時に画面に表示される警告とは、どのようなものか。

事務局：土地は地目ごとに評価が異なり、地目に適用される補正が決まっている。適用されるべき補正でない入力をした場合に警告が表示される。

評価員：その警告はコンピュータで設定できるのか。

事務局：できる。

評価員：評価業務を行う際、過去の計算過程を照会できるのか。

事務局：過去の評価の仕方の資料の出力ができる。

評価員：償却資産の申告漏れについて、どのように対処しているのか。

事務局：催告の通知を送付している。それでも申告しない場合は現地調査や税務署などで調査を行い、調査結果をもとに未申告者に対処している。

評価員：システムで申告漏れは確認できるのか。

事務局：確認できるシステムもある。

評価員：評価基準案の項目に挙がっている全体という表現は、他業務の評価基準案の表現と統一されていないようだ。土地業務、家屋業務の機能名にある全体という項目について、他に細かく評価項目が定めてあり、その評価項目を達成すれば全体も達成したということになるため、重複する項目ではないか。

事務局：全体という項目は、基本機能の評価するための項目である。基本的に備えてほしい要件という意味であり、必要な機能が漏れないようにするために設けている。

② 収納・滞納

事務局から業務の内容及び業務機能要件評価基準案について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：滞納者のクレジットカード会社や金融機関など信用情報の照合は行わないのか。

事務局：検討していない。財産等の情報については経過記事に記録しており、次期システムにおいても、預金情報の管理は検討しているが、それ以上の情報については、経過記事に記録することに留める方向で考えている。

評価員：機能要件中にはコンビニ収納、ペイジー、クレジット収納が併記されており、優先順位が読み取れない。全てに対応していない場合は、どのような採点をおこなうのか。

事務局：併記している項目については、どの業者でも対応可能と判断した項目である。

評価員：クレジット、マルチペイメント、eLTAX等の記載が少ない業務もあるが、概ねどの業者でも対応可能と考えているのか。

事務局：クレジットやマルチペイメントは別の仕組みとなり、直接本市のシステムで取込むわけではないため、どこかの過程で一元的になれば消し込みが可能である。特別な仕組みが必要であるとは考えていない。

評価員：要件の中に特別に記載しなくても大丈夫であるということか。

事務局：はい。コンビニ収納等の仮消し込みデータを別の仕組みで加工し、利用する方向も検討している。

評価員：今後の状況によってシステムで対応するような変更は可能ということか。

事務局：基幹システム中に全ての消し込みデータを受ける仕組みは、何かあればその都度仕様の変更が必要となるため、別の仕組みを作った方が安全ではないかと考えている。

③ 宛名、証明、共通、運用

事務局から宛名、証明、共通、運用について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：宛名システムの機能要件のDV情報連動について、出力は可能か。参照を禁止する機能はないのか。

事務局：出力は可能であると考えている。現行システムでは発行禁止の機能はある。

評価員：ログの閲覧に関する評価項目が多いが、禁止する項目は設けないのか。

事務局：DV被害者の方であっても税情報の入力、参照は必要である。DV被害者であると判別できる表示方法及び現行と同様にログ採取を行う考えである。

評価員：端末使用時のセキュリティはどのような仕組みか。

事務局：端末起動、ウィンドウズログイン、税システムログイン時に必要な情報を入力する仕組みである。

事務局：席を離れる場合は、職員証をカードリーダーから取り外す規定となっている。職員証は

I Cカードとなっており、そのカードでP Cの認証を行うため、その職員しか使用することが出来ない。離席時にカードを取り外せばロックがかかる。ログに関しては、システムとは別に情報推進課でログの収集を行っている。

評価員：バックアップ先は近隣施設を考えているのか。

事務局：バックアップは庁内で行い、近隣施設には副サーバを置く。

評価員：それは専用回線でつなぐのか。

事務局：そうである。

評価員：市内ではなく、友好都市など他に置くという考えはないのか。

事務局：検討はしている。

評価員：他市と連携する場合さらに容量が必要となると考えられる。現状は枚方市のみのデータ量を想定しているようだが。

事務局：まだ、そこまで検討は進んでいない。

評価員：一度システムを導入すると、どれ位の期間利用するのか。

事務局：5年を目安としている。

評価員：バックアップ時間の要求がないが。

事務局：日次でバックアップ処理をする想定であるが、明確に時間の要求はしていない。

評価員：バックアップ時間が速いことに対する評価はないのか。

事務局：ない。

評価員：サービスの質を評価する項目が無い。より良いサービスを提供した場合に高評価となるようにするとよい。

事務局：ご意見を踏まえて、検討させてもらう。

●案件(2) 税総合システム全般に係わる技術評価基準の概要について

事務局から税総合システム全般に係わる技術評価基準の概要について説明を受け、意見を聴取した。

評価員：最近の評価基準では消費電力を明記させること等により、省エネ対策を評価することも多い。基準へ加えてはどうか。

事務局：検討したい。

●案件(3) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》

【評価員1名については、個別意見聴取（意見聴取内容は以下のとおり）】

●案件(1) 税業務の概要及び仕様書・評価基準について

① 固定資産税・都市計画税

評価員：法務局との連携について、現在紙で行っているものがCSVに変わるのか。

事務局：はい。ただし、図面は現行のままとなる。

評価員：他の自治体ではCSVでやり取りしているのか。

事務局：他市でも、まだCSVでやり取りしている所は少ない。法務局の決めた文字コードとなるので、市側で合わせるしかない。

評価員：前回市民税業務の配点表で、各業務において著しく点数が低い場合に減点とする基準点を設けていたが、固定資産税業務も同様か。

事務局：幹事会で評価基準の見直しを諮り、各業務で基準点を設けると影響が少ないため、全体の点数に基準点を設けることとした。

評価員：eLTAXからの連携はデータになるが、仕様が固まっているものをもらうのか。

事務局：CSVで考えている。

② 収納・滞納

評価員：クレジット機能を先延ばしにすることは、何か難しいことがあるのか。

事務局：手数料の問題等があり、ペイジーも導入していないため、優先順位をつけるとすればペイジーの方が先と考えている。

評価員：クレジット導入時期の想定はしているのか。

事務局：想定していない。要件としてはクレジット収納を進めていけるようなものを記載しているが、細かい点については記述していない。

評価員：いつでもできる準備をしているわけではないのか。

納税課：実際にはどこまでが必要であるのかということを把握できていない。

評価員：ペイジーへの対応は。

納税課：平成17年のコンビニ収納導入以降ペイジー導入についても研究を進めてきた。今回を機に導入を検討することになった。

評価員：評価基準の滞納業務では分割納付・納付委託と滞納処分で配点の大部分となるが。

納税課：分割関係は、帳票を必ず個々で作成しており、管理する必要が出てくる。滞納処分は、差押の調書など管理をする所であるため、全体の中で配点が多くなる。

評価員：公売の配点が0.5点というのは。

納税課：公売は電話加入権の公売である。従前は電話加入権の差押が多く、電話加入権を公売する際、公売に適しているか調査する書類等が多く、仕組みとして備えていたものである。しかし、最近は債権関係の差押が多くなっているため、公売についての機能は残すが、そのような配点としている。

評価員：収滞納共通というのは。

納税課：収納業務滞納業務両方に必要な検索機能等であり、重点を置いているのは期別・収納履歴・調定情報照会、経過記事登録照会、納付書発行機能となる。調定額履歴の参照、調定参照機能、納税者と交渉した時の記事を残すための機能、納付書関係の発行する機能

を重視している。後の機能は税に限るものではなく、基本的な機能である。

評価員：運用管理とは。

納税課：各滞納者の担当付けや金融機関の情報管理等で、督促状発送した折の管理機能である。

運用管理といえども機能的に難しいものではないので、配分点は少なくしている。

評価員：帳票発行管理、統計管理、外部連携も高くなっているが。

納税課：納付書の発行や統計資料の作成等になるが、難しい機能ではないので、高い点にはしていない。項目数に応じた配点となっている。

評価員：収納業務と滞納業務の配点の差はなにか。

納税課：調定管理と収入管理にあたるが、特に調定管理では現行システムで苦勞しているため、軽減できる項目を付けて配点を多くしていることから、その差となっている。

評価員：どういう苦勞があるのか。

納税課：統計を取る際など、データベースが足りない、計算しきれないということがあり、結局紙で管理していることから、できる限り基幹システムで管理できる仕組みを作りたいと考えている。

③ 宛名、証明、共通、運用

評価員：運用支援機能とは何か。

事務局：ジョブや情報の印刷や媒体の管理、パラメータの管理などである。パラメータについては個々のパラメータを入力してその結果を示して、担当職員と運用S Eが調整し最終決定するなどの管理をしている。パラメータの指示書についてもそれぞれで出す仕組みとしており継続していきたいと考えている。

評価員：外部のS Eも常時使うという考えか。

事務局：現行も外部のS Eと税制課が中心となり、パラメータの運用会議等調整を行っており、継続していきたいと考えている。

●案件(2) 税総合システム全般に係わる技術評価基準の概要について

評価員：技術評価項目について、それぞれの重み付けを考えているのか。

事務局：後日会議資料で配付する評価基準に配点基準を掲載するが、重要と思われる部分については配点を多くすること考えている。

評価員：業務機能要件の標準機能に盛り込むものと、カスタマイズにより対応が可能とするものの配点の差をつけた理由は。

事務局：標準機能であれば法改正時などのバージョンアップ時の対応に盛り込まれるが、カスタマイズであれば市個別機能となるため、バージョンアップ時に別途費用が発生することとなり、その差を設定している。

以上